

広島県告示第909号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定によって、次のとおり公有水面埋立てに係る埋立地の用途の変更の許可の申請があった。

この申請に係る申請書及び関係図書は、広島県土木局港湾振興課，広島県広島港湾振興事務所港営課，広島市都市整備局みなと振興課及び広島市南区役所市民部区政調整課において、平成25年1月9日までの間、縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに広島県知事に意見書を提出することができる。

平成25年12月12日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

広島市中区基町10番52号

広島県

広島県知事 湯崎英彦

2 埋立区域の位置

広島県広島市南区出島2丁目3番9に接する無番地から同3番1を経て、同22番2に接する無番地に至る間の地先公有水面

3 埋立地の用途及び面積

用 途	変更前の面積 (ヘクタール)	変更後の面積 (ヘクタール)
ふ頭用地	25.4	25.4
保管施設用地	6.6	32.1
窯業・土石製品製造用地	1.4	1.4
産業廃棄物取扱用地	0.6	0.6
交流施設用地	27.9	10.7
業務施設用地	12.2	3.3
道路用地	13.9	16.5

軌道系交通用地	3. 0	1. 0
緑地	32. 3	32. 3
胸壁用地	0. 4	0. 4

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成8年3月28日 広島県告示第367号

(平成8年3月19日付け指令港第221号で免許)